

令和 7 年第 2 回江差町議会定例会資料 No. 2

資料 7 : 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法施行令改正の

概要【議案第 7 号・第 8 号関係】

… P 1

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律 及び公職選挙法施行令改正の概要

1 法改正の概要

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律に規定する国が負担する経費で、地方公共団体に交付するものの基準について、最近における物価の変動等を考慮し、選挙等の円滑な執行を図るため、3年に一度の参議院議員通常選挙の年に基準額の見直しを行うもの。

2 条例改正の内容

(1) 投票管理者等の報酬及び費用弁償並びにその支給方法に関する条例の一部改正

◇投票管理者及び期日前投票所の投票管理者及び投票立会人等の報酬額を改定するもの

◇投票管理者等が交替した場合に対応する報酬とするもの

区 分	現 行	改定後	比較	国基準
選挙長	10,800 円	12,200 円	+1,400 円	12,200 円
投票所の投票管理者	12,800 円	14,500 円	+1,700 円	14,500 円
期日前投票管理者	11,300 円	12,800 円	+1,500 円	12,800 円
開票管理者	10,800 円	12,200 円	+1,400 円	12,200 円
投票立会人	10,900 円	12,400 円	+1,500 円	12,400 円
期日前投票立会人	9,600 円	10,900 円	+1,300 円	10,900 円
開票立会人	8,900 円	10,100 円	+1,200 円	10,100 円
選挙立会人	8,900 円	10,100 円	+1,200 円	10,100 円
不在者投票外部立会人	—	12,400 円	皆増	12,400 円

(2) 江差町議会議員及び江差町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正

◇選挙運動用ビラの作成単価を改定するもの。

(現行) 7 円 73 銭 → (改定) 8 円 38 銭 (比較) +0 円 65 銭

3 施行期日

公布の日

投票管理者等の報酬及び費用弁償並びにその支給方法に関する条例 新旧対照表

改正後		改正前
別表（第2条関係） 報酬額		別表（第2条関係） 報酬額
選挙長	1日につき12,200円	1日につき10,800円
投票所の投票管理者	1日につき14,500円	1日につき12,800円
共通投票所の投票管理者	1日につき14,500円	1日につき12,800円
期日前投票所の投票管理者	1日につき12,800円	1日につき11,300円
開票管理者	1日につき12,200円	1日につき10,800円
投票所の投票立会人	1日につき12,400円	1日につき10,900円
共通投票所の投票立会人	1日につき12,400円	1日につき10,900円
期日前投票所の投票立会人	1日につき10,900円	1日につき9,600円
開票立会人	1日につき10,100円	1日につき8,900円
選挙立会人	1日につき10,100円	1日につき8,900円
指定病院等における不在者投票の外部立会人	1日につき12,400円	
備考 投票所及び期日前投票所の投票管理者及び投票立会人が職務を執行した時間が投票時間に満たないときの報酬額は、それぞれの報酬額を投票時間で除して得た額に職務を執行した時間を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。		
附 則		
この条例は、公布の日から施行する。		

江差町議会議員及び江差町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例 新旧対照表

改正後	改正前
(選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払手続) 第8条 町は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が8円38銭を超える場合には、<u>8円38銭</u>）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて、選挙の区分に応じ法第142条第1項第7号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めたところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。）を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。 附 則 この条例は、公布の日から施行する。	(選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払手続) 第8条 町は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が7円73銭を超える場合には、<u>7円73銭</u>）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて、選挙の区分に応じ法第142条第1項第7号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めたところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。）を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。